

理容所・美容所

よくある質問 Q&A

Q 店の改装を行う予定であるが、届出は必要か。

A 改装など、一部、構造設備の変更をした場合は届出事項変更届出が必要であり、施設の増築・改築等により、構造設備が同一性を失っていると認める場合は新規開設届出が必要になります。

施設の増築・改築等を行う場合は、事前に保健所に相談してください。

Q 店の移転を予定しているが、どのような届出が必要か。

A 店の所在地が変更になる場合は、あらかじめ新規開設届出が必要になります。加えて、移転前の施設については、施設が移転した後に廃止届出が必要です。

Q 医師の診断書とはどのようなものか。

A 「結核、伝染性皮肤病疾患に該当しないこと」を医師に診断してもらい、診断書をもらってください。高槻市のホームページに診断書の様式がありますので、参考にしてください。
※診断を受けてから1カ月以内の診断書（原本）を提出してください。

Q 消毒設備は、何を設置したらいいのか。

A かみそり及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものを消毒する場合に必要となる、煮沸消毒器、エタノール（76.9%～81.4%）、塩素系薬剤（次亜塩素酸 Na0.1%以上）のいずれかを設置してください。

Q 施設の届出番号を知りたい。

A 新規開設届出に際して発行する確認済証に、確認番号を記載しております。確認番号は、確認済証の発行時に付与されるもので、お渡しには現場調査から1週間ほどお時間をいただいておりますので、余裕をもって届出をお願いします。

また、確認済証を汚損、紛失された場合は、確認済証の再交付申請をしてください。

Q 同一施設内で行うネイル等他の営業との区分けについて

A 理・美容師以外の従業員がネイル等の理容もしくは美容行為以外の営業を行う場合は、理・美容所とパーテーション等で区分けが必要ですのでご注意ください。

また、構造設備を変更する場合は届出事項変更届出が必要になりますので、事前に保健所にご相談ください。

Q 同一施設内で理容所と美容所の開設をしたい。

A 同一施設内で理容所と美容所を開設する場合、施術者全員が理容師と美容師双方の免許を取得している必要があります。

Q 届出に際して登記事項証明書は必要ですか

A 不要です。

Q 免許証と現在の氏名が異なるが、どうしたらいいか。

A 免許証の書換えを行う必要があります。手続き方法は理容師美容師試験研修センター（03-5579-6878）にお問い合わせをしてください。